

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和元年 10 月 21 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900226号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900030号

第1 結論

昭和58年4月から昭和60年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和58年4月から昭和60年3月まで

私の国民年金の加入手続については、昭和58年4月頃に私の父がA県B郡C町(現在は、A県D市)の役場で行い、国民年金保険料も父がC町役場で2年分を納付したと聞いている。当時、私は、E県F市に住んでおり、看護学生(G校に在籍)であった。

請求期間の国民年金保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和58年4月頃に、請求者の父親がA県B郡C町の役場において、国民年金の加入手続及び請求期間の国民年金保険料の納付を行っていた旨主張しているが、請求者に係る戸籍の附票によると、請求者の請求期間当時の住所地は、当該期間のうち昭和58年4月1日から同年4月3日までの間はE県H市に、同年4月4日から昭和60年4月1日までの間はE県F市であったことが確認できることから、住民登録を行っていないA県B郡C町の役場において、請求者の国民年金の加入手続及び請求期間の国民年金保険料の納付を行うことはできない。

また、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。「*」)はI市で払い出されたものであり、その払出時期は、オンライン記録の国民年金被保険者資格処理日(平成5年4月15日)及び国民年金保険料の納付記録(平成5年2月から平成6年3月までの期間に係る国民年金保険料を平成5年3月に納付)から平成5年3月頃と推認できる。

さらに、請求者の主張どおりであれば、請求者に対して前述の国民年金番号以外の国民年金番号が払い出されていることになるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、請求者に対して、別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

以上のことから、請求者に前述の国民年金番号が払い出されるまでは、請求期間は国民年金

の未加入期間とされていたため保険料を納付することはできず、請求者に当該国民年金番号が払い出された時点でも、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

加えて、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間に係る保険料の納付に直接関与しておらず、また、これらを行ったとする請求者の父親は高齢であることから当時の事情を聴取することができないため、国民年金の加入手続及び請求期間に係る保険料の納付に関する状況は不明である。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。